

会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和3年6月16日（水）14時から14時30分まで
開催場所	保健センター2階 健康増進室
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 （非公開の場合のみ）	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、清永委員、菰田委員、高木委員、山崎委員 (2) 市 事務局：江頭局長、脇坂 説明者：岸川係長、笹渕（高齢者支援課）
傍聴人数 （公開の場合のみ）	0人
議題及び審議の内容（下記のとおり）	
<p>議題</p> <p><個人情報の例外利用及び外部提供等について></p> <p>① 外部提供・例外利用（高齢者支援課）</p> <p>説明者から、調書の概要について説明。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><事業の概要></p> <p>要支援者システムに登録している者のうち、要支援同意者以外（不同意・拒否・再調査）であって75歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対して、健康被害が生じていないか等の実態調査を委託する。那珂川市個人情報保護条例第5条第3項第4号の規定により本審査会の意見を聴くものである。</p> </div> <p>会 長 : 委員から質問はないか。</p> <p style="padding-left: 2em;">75歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯ということで条件付きの対象者ということだが、この対象者は個人情報の8つの項目（氏名、住所、生年月日、年齢、性別、宛名番号、世帯番号、行政区）で抽出できるのか。</p> <p>説明者 : できる。</p> <p>会 長 : 現在要介護になっている高齢者が対象となるのか。</p> <p>説明者 : 要支援者システムで同意を得ていない対象者の実態調査となるため、中には要介護者や要支援者もいる。新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い、閉じこもりがちになった高齢者の実態把握のために行うものである。昨年、地域包括支援センターの職員が一部訪問できなかったこともあり、まずはアンケートという形で反応を伺う。アンケートの回答の有無や内容により、訪問対象者の選定を行う。</p> <p>委 員 : 要支援者システムの登録に不同意・拒否・再調査となっている人は、どういった人か。</p> <p>説明者 : 民生委員が2か月に1回、65歳以上の高齢者の見守り活動をする中で、要支援者</p>	

台帳の登録について説明している。登録に同意すると、災害時の避難支援の対象者となる。登録拒否している高齢者は、自分で避難できる高齢者等である。また、再調査としている高齢者は、新型コロナウイルス感染症の影響や時間帯が合わずに会えなかった高齢者等である。

委員：今回抽出する対象者はどういった人か。

説明者：要支援者システムの中から対象者を抽出する。今回は75歳以上の高齢者や高齢者のみ世帯全員を対象としておらず、あくまで見守り活動の中で不同意・拒否・再調査になった高齢者に対して、実態を確認するためのものである。

委員：不同意の高齢者もこのシステムに登録されているということか。

説明者：そのとおり。台帳登録を拒否した場合、民生委員からの見守り活動の対象外となるため、接触する機会が減ってくる。そのため、アンケート調査で現状を把握したい。

委員：第1地域包括支援センターと第2地域包括支援センターの両方にデータを渡すということか。

説明者：そのとおり。それぞれの区域で担当してもらう。

会長：他に意見等ないか。それでは、要支援者システムに登録している者のうち、要支援同意者以外（不同意・拒否・再調査）であって75歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯に対して、健康被害が生じていないか等の実態調査を委託するため、高齢者支援課が個人情報の例外利用を行うこと、外部提供をすることについて、承認してよろしいか。

《委員全員了承》

会長：承認する。